

女性活躍推進法に基づく  
株式会社ライフ・ワン・サポート情報公表（2025年度）

男女の賃金の差異に関する実績	
男女の賃金の差異	（全労働者） 43.3%
	（うち正規雇用労働者） 82.3%
	（うち非正規雇用労働者） 53.6%

（対象期間）2025年3月1日～2026年2月28日 支給分

定義：男女の賃金差異＝女性の平均年間賃金／男性の平均年間賃金×100

- ・賃金：総支給金額から立替清算・慶弔金・通勤手当を引いた額
- ・正規雇用労働者：正社員が該当
- ・非正規雇用労働者：有期契約社員、パートタイマー・アルバイトが該当

※当社における男女の賃金差異は、主に雇用形態の違いによるものです。

男性は正社員・有期契約社員（月給制）の割合が高く、女性はパートタイマー・アルバイト（時給制）の割合が高いため、勤務時間や基本給与水準の違いが年間賃金に影響しています。

働きがいに関する実績（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）	
管理職に占める女性労働者の割合 （女性管理職比率）	38.1%（8人） （管理職全体（男女計）21人） ※「管理職」は、部下を持つ職務以上の者、部下を持たなくてもそれと同等の地位にある者
労働者に占める女性労働者の割合	（期間の定めのない労働者）12.5% （有期雇用労働者）85.5%

※2026年2月28日時点

働きやすさに関する実績（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備）	
年次有給休暇の取得率	（対象労働者）95.8%

※2026年2月28日時点

定義：労働者が取得した有給休暇（労働基準法第39条）の日数÷労働者に与えられた有給休暇の日数×100